

仕 様 書

1. 件 名

新山下第2庁舎リスク管理措置担当事務室空調機修理

2. 場 所

〒231-0801

横浜市中区新山下1-16-10

横浜植物防疫所新山下第2庁舎

3. 履行期限

令和8年7月31日（金）まで

4. 施工日時及び時間

施工は平日の開庁時間（月曜日から金曜日までの8:30から17:15まで）に実施することとし、土日祝日は施工しないこと。施工日時は横浜植物防疫所リスク分析部リスク管理措置担当職員（以下「監督職員」という。）と協議のうえ決定するものとする。

5. 業務内容

- （1）新山下第2庁舎リスク管理措置担当事務室の空調機で発生している不具合に対して原因調査を実施したところ、以下の補修が必要との診断であったことから、当該修理を実施し空調機を正常稼働させること。

また、施工後に空調機が正常稼働しない場合は、原因を調査すること。

【補修内容】

東芝 室外機ROA-AP1125H

- ・制御基板交換
- ・ファンモーター交換
- ・プロペラファン交換
- ・フランジナット交換

- （2）次の各号に掲げる事項は請負者の負担とする。

- ① 仕様書及び図面に記載なく本施工において当然必要とする材料及び費用
- ② 施工上支障となる部材の取外し及び取付けに要する材料及び費用
- ③ 施工による発生材等の処分に要する経費
- ④ 跡埋め及び跡片付け等の補修及び掃除に要する費用
- ⑤ 施工にあたって必要とする関係官署等への手続及び要する費用
- ⑥ 各種試験、検査に要する費用

- （3）仕様書及び図面内容の相違、または明記のない疑問が生じた場合には、監督職員と協議し軽微なものについては監督職員の指示に従うこと。

- （4）施工中は、地上・地下を問わず既設物に対し損傷を生じないように相当の養生及び調査を行うこと。なお、既設物に損傷を与えたとき、又は、施工上一時的に取壊しを必要とする時は、監督職員の指定する期日までに原状を回復すること。

- （5）交換材料はすべて新品とすること。

- （6）図面及び仕様書に記載の材料が入手困難な場合、事前に書面をもって監督職員に協議し、同等又は同等以上の強度、品質、形状寸法を有すると判断された場合には、

承認することがある。

- (7) 作業現場の管理は関係法規等に従い遺漏なく行い、災害及び公害、盗難、その他事故等の防止に努めること。なお、本施工に起因する損害賠償、原状復帰等については一切請負者の負担において速やかに処理すること。
- (8) 施工中は常に諸材料その他の整理整頓を行い安全管理に努めること。
- (9) 解体材及び発生材のうち監督職員の指示するものは、その指示に従うこと。
- (10) 作業完了後、その旨を監督職員へ通知し、横浜植物防疫所長が任命する検査職員の検査を受けること。なお、検査職員の検査に合格しないときは、請負者は実施した業務のうち不適当とされた箇所について遅滞なく再度作業を行い、再検査を受けなければならない。
- (11) 施工終了に際し、現場及びその周囲の跡片付け清掃を行うこと。
- (12) 受注者は、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときや受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合の工期の延長等が必要なときは申し出ることができる。

6. 契約締結後及び施工後の提出書類

- (1) 契約締結後に請負者は作業が複数日となる場合は、速やかに工程表を提出すること。また、必要に応じて施工図及び現場責任者等の必要な書類を監督職員に提出し承認を受けること。
- (2) 作業完了後は、作業完了報告書及び写真（施工前、施工中、施工完了後の状況写真及び新旧の交換部品全ての写真）を各 2 部提出すること。なお、作業完了報告書は修繕内容を確認できるように記載すること。

7. 支払い

支払期限は、適法な支払請求を受けた日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

8. 環境負荷低減に向けた取組

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、業務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を、次に掲げる。

①廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）

②環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

(2) 関係法令の遵守以外の事項

受注者は、業務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ・エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。
- ・プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討するこ

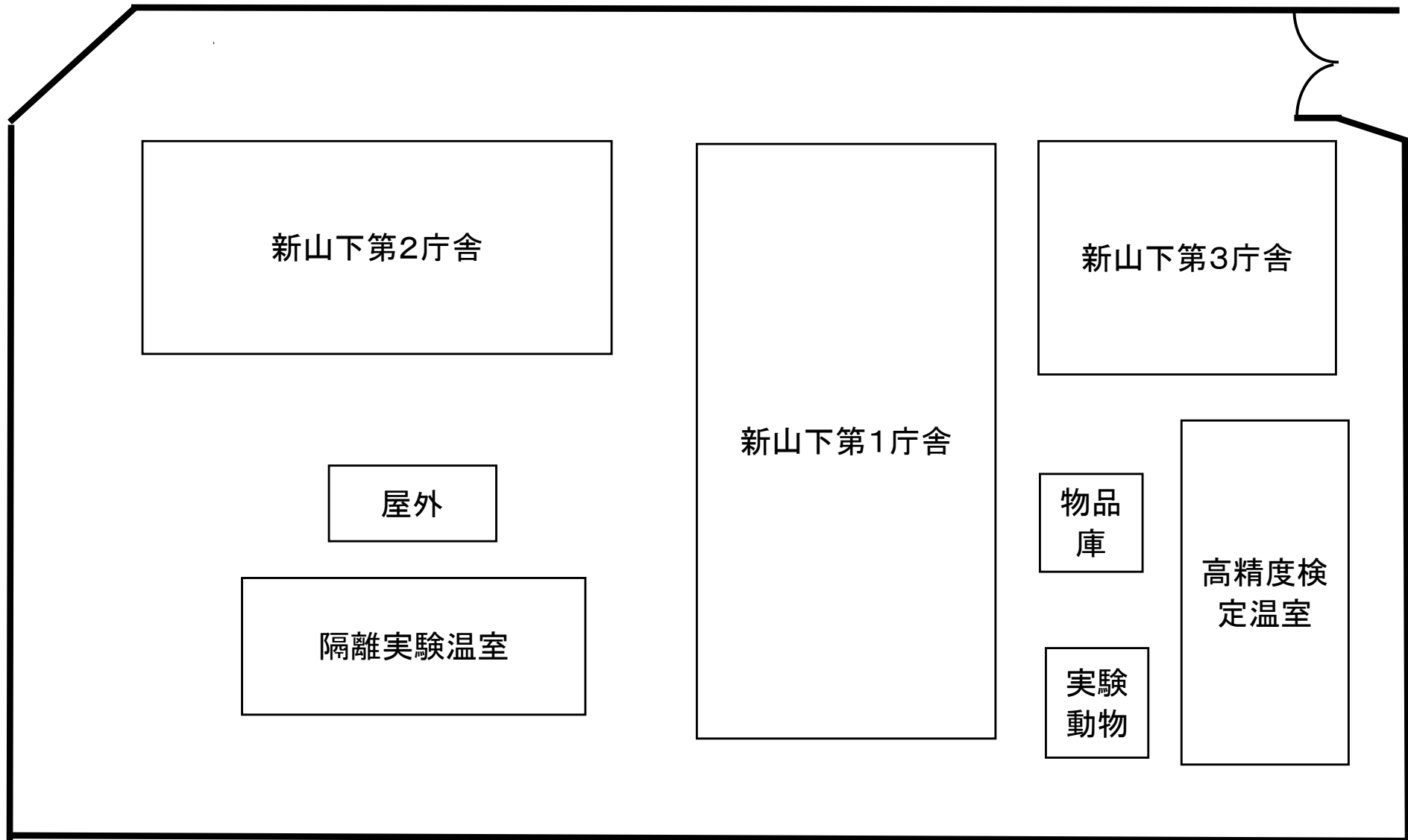
と。

- ・物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
- ・みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

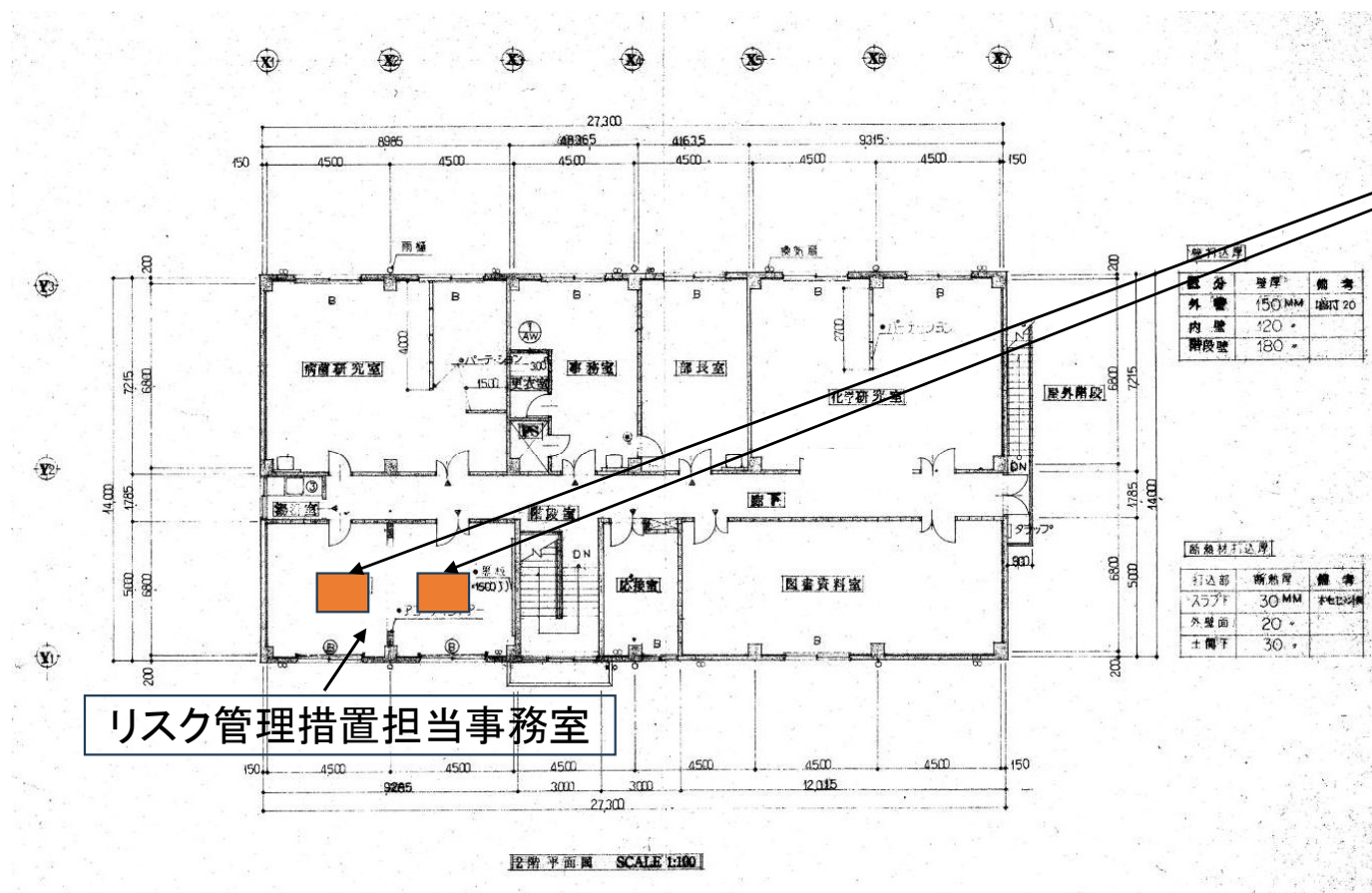
9. その他

本仕様に疑義がある場合には営繕係に問い合わせること。

新山下庁舎配置図



新山下庁舎(第2庁舎2階)事務室外エアコン配置図



室内機
(天井埋め込み)

断材厚		
部 分	厚 度	備 考
外 壁	150MM	換気口 20
内 壁	120	
階段壁	180	

断熱材厚		
打込部	断熱厚	備 考
入ラフ	30MM	断熱材埋め
外壁面	20	
土間床	30	

新山下庁舎(第2庁舎2階建屋上)室外機配置図

